

鳥取県親子のよい歯のコンクール知事表彰実施要綱

1 目的

健康な歯を持つ幼児とその父母を知事表彰することで、県民の歯科保健に対する関心を高め、もって県民の健康増進を図ることを目的とする。

2 対象者

表彰の対象者は、表彰の前年度に3歳児歯科健康診査を受診した幼児とその父親又は母親とする。

3 選出方法及び選出基準

別紙「被表彰者の選出方法及び選出基準等」による。

4 第一次選出（地区審査）

歯科保健業務を所管する鳥取市保健所若しくは総合事務所（以下「総合事務所等」という。）の長は、3の選出基準に基づき、被表彰候補者を選出した場合には次の書類を福祉保健部長が別に定める日までに、福祉保健部健康医療局健康政策課に報告すること。

（1）報告書（様式第1号）

（2）審査票（様式第2号）

5 第二次選出（県審査）

県は、一般社団法人鳥取県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）と協力し、口腔診査及び総合事務所等から提出のあった資料の審査を行い、父子の部及び母子の部についてそれぞれ1組を被表彰者に決定する。

6 表彰の方法

表彰は、福祉保健部長が別に定める日に行い、被表彰者に表彰状及び副賞を授与する。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

別 紙

被表彰者の選出方法及び選出基準等

1 被表彰者の選出方法

(1) 第一次選出（鳥取市保健所若しくは総合事務所（以下「総合事務所等」という。）及び市町村における選出）

ア 3歳児歯科健康診査カードによる選出

各市町村は、歯科医師会との連携の下に、3歳児歯科健康診査カードを基に総合事務所等で行われる口腔診査等の受診者を父子の部及び母子の部のそれぞれについて2の(1)のアによって選出し、所管する総合事務所等に報告する。

イ 総合事務所等における口腔診査等による選出

総合事務所等は、市町村から報告された受診者の親子に対して、歯科医師会から選出された歯科医師2名以上による口腔診査及び全身の健康診査を行い、2の(1)のイに基づき、当該総合事務所等管内における父子の部及び母子の部のそれぞれについて優秀者2組を選出し、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課に報告する。

(2) 第二次選出（県における選出）

歯科医師会から選出された歯科医師3名以上により、総合事務所等から報告のあった優秀者の口腔診査を行い、父子の部及び母子の部それぞれの被表彰者1組ずつを決定する。

2 被表彰者の選出基準

(1) 第一次選出基準

ア 3歳児歯科健康診査カードによる選出基準

歯及び口腔が健康であること。ただし、初期う蝕で適当かつ完全な充填がなされているものは差し支えない。

イ 総合事務所等における口腔診査等による選出基準

(ア) 歯及び口腔が健康であること。ただし、初期う蝕で適当かつ完全な充填がなされているものは差し支えないこと。

(イ) 歯列・咬合が良好であること。

(ウ) 歯口清掃が良好であること。歯石、歯垢等の歯の沈着物、付着物を有せず、歯面及び歯肉が固有の色調及び光沢を呈しているものであること。

(エ) 顔の発育が調和を保っていること。

(2) 第二次選出基準

(1)のイによること。

3 留意事項

(1) 選出基準について、2の(1)のイに定めるもの以外は、各審査時の歯科医師が定める。

(2) その他親の歯科保健に関する表彰歴等参考となる事項があるときは、審査票の備考欄に記入すること。